

家畜衛生だより

渡り鳥が飛来する季節に突入！毎月の自己点検の実施と報告を！！

今年度も、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和5年10月～令和6年5月までの毎月初めに、下記7項目について自己点検を実施し、その結果を家畜保健衛生所に御報告ください。

【点検項目】

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

【回答方法】

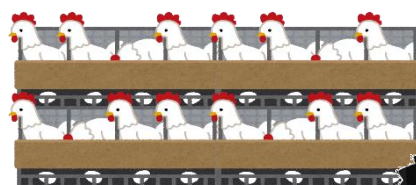
メール、FAX又は電話

※1 FAXの場合は別紙の回答様式を御利用ください。

※2 メールの場合は、別紙回答様式を参考にしながら、「①〇②〇③ー」のように本文に御記載ください。

【回答期限】

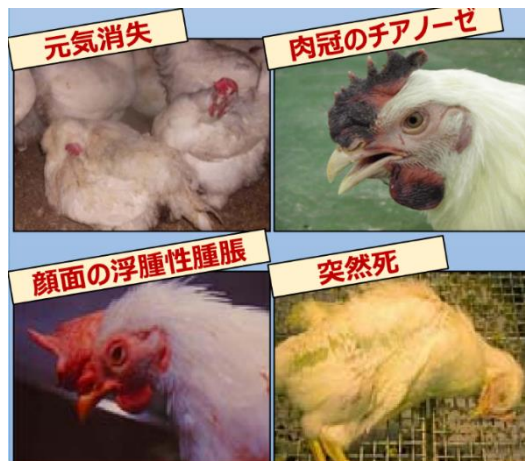
10月分は10月12日(木)までに御報告をお願いします。
それ以降は、毎月10日までに御報告ください。



早期発見・早期通報をお願いします！

- 毎日、健康状態をよく観察してください。
- 死亡羽数増加、産卵率低下、元気消失などの異状が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。

※だちょう・エミューが死亡した場合も、家畜保健衛生所に御連絡ください。



宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当

TEL：049-225-4141

FAX：049-226-9653

メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

農場名 _____

管理者氏名 _____

【ご注意】

点検を実施した月にご提出ください。

(例) 11月1日～9日に点検実施

→11月分として11月10日までに提出

飼養衛生管理基準の自己点検チェック表【__月分】

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」を記入してください。

③については、車両の進入がない場合は「-」を記入して下さい。

項目	チェック欄
① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	
⑦ ねずみ及び害虫の駆除	

☆メール、FAXまたは電話にて御回答ください。

★回答締切 10月分：10月12日(火) 11～5月分：毎月10日

★毎月の死亡羽数の報告も合わせて提出をお願いします。